

令和6年 第9回

苓北町農業委員会総会会議録

令和6年第9回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年9月10日(火)
午後1時30分から午後2時3分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者
(農業委員)

2番 宮崎 志武

3番 田嶋 郁美

4番 福田 健治

5番 荒木 義孝

6番 瀬形 茂

7番 小野 三幸

4. 本日の欠席委員(1名) 1番 林田 道久

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3. 議案第79号 農用地利用集積計画の認定について

日程第4. 議案第80号 非農地判断について

日程第5. その他事項

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

局長補佐 川原大輔 主事 大津信太郎

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午後1時30分

事務局

定刻となりましたので、只今から令和6年第9回の農業委員会総会を開会致します。

まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。

小野会長

皆さん、こんにちは。

まず皆さんに残暑お見舞い申し上げます。なかなか厳しい残暑が続いておりますね。考えてみましたら、6月末位から暑かったですね。長い長い間この暑さの中で私たちの体も疲労が溜まって、涼しい秋風が待ち遠しい気持ちでいっぱいでございます。こうした中皆様ご出席いただいております。厚くお礼申し上げます。

台風10号が沖縄から東海地方までいたずらをして去りましたが、苓北町においては大きな災害もなくホッとしたところではございます。

このように異常な台風と申しますか、とにかくノロノロと後ろから押してやらなければいかんとじゃなかかというくらいのノロノロでしたが、こんなノロノロの大きい台風は今から異常ではなくて、台風はこんなもんだというような、こういうのが新しい日常になってくるのではないかなというような専門家の方の話があっておりましたですね。

これも一つは地球温暖化のせいであるというようなことが明言されておりましたですね。台風が大きくなるのは海の中の海水温度が熱いもんだから雲が発達して勢力を増すというようなことがもう分かっていますよね。だからこの温暖化をやはりみんなで考えないと毎年こういう危険に我々は晒されるということになるわけですよね。皆で少しずつ気を付けて過ごしたいものがございますがこの暑さの中にはやはりなんだかんだ言ってもエアコン無しでは暮らされませんね。エアコンも一つの地球温暖化の要因になってるんじゃないかなというような気がいたしますけど、とにかく人間は10年先、20年先のことは考えないで目先のことでついついエアコンを入れてしまいます。テレビや新聞ではエアコンを使っていない所の高齢者の方が熱中症などになるリスクが高いんだということを言っておりますので、このような暑さの中ではやはりエアコンは切られないですね。我々の生活からはですね。

そういう台風の脅威にさらされた中で8月末からでしたか。令和の米騒動というような新聞の見出しがあっておりましたけど、治まったんですかね。まだ行き渡ってないんですかね米は十分に。苓北町農協にも我々も玄米を出荷しましたけどどうだったんですかね。反映されたんですかね。米がちょっと高くなりましたというような報道はあっておりましたけどどんなだったんですかね。

一つ言えることは、コロナが5類になりまして諸外国の方たちが日本に來られて今や日本食がブームですよ。お寿司やら海鮮丼やら天丼など外国の方も好んで食べられる。やはりそういう方たちも米不足の中の一つの原因ではないのかなというような気がいたしております。

そうした中に、アメリカ、ドイツ、フランスなどの先進国は農業を行う農家に対して多額の補助というんですかね手を差し伸べているそうですけど、日本の政策は真逆で米の減反をした、その減反分に補助金を出すというような今までの農政のやり方をずっと進めて来ておりましたですね。こういうやり方をしとっては、日本は人口減というようなことを言われておりますけど、世界的にみますと人口増加による近い将来食糧不足ということに繋がって来るのではないかなというような報道もなされております。

慌てて田なんかも2年ぐらい作らんでおけば簡単に元に戻らんそうですよね。そういう状況でもう十何年ですかこの減反政策もね。そして手を付けないで田畑としての利用価値はないから荒廃地というような形で山手とか進んでいますけど、そういうところは恐らく食糧難になっても簡単には再生はできないんじゃないかなという気がいたしております。

やはり先進国では、自国の食糧は自国で守るというようなことを進めているわけなんです。日本はそういう事は関係ないように輸入ができるんじゃないかなということで輸入に頼っておりますけど、ウクライナの戦争一つにしても肥料なんかもスムーズに入ってこなくなつてすでに争奪戦と言いますか、そういう戦いは始まっているんですよ。

ここで、今度自民党にしたって立憲民主党ですかね、トップを決めるというようなことで立候補されました方の声明と言いますかマニフェストと言いますか毎日のように放送がっておりますけど、日本のトップ、かじ取りをなさる方には、まずは食糧問題もしっかりと考えていただけるような方にトップとして動いていただきたいというような気がいたします。

自民党も大きな問題を抱えていますね。我々にとってはこういう事もあったじゃないか、あんなことも解決してないじゃないかなというような気がしますけど、今世間で言われているのは表紙を変えただけで中身が変わるとは思えないというようなことが報道されておりますけど、少しは良い方向に向くように期待しているところでございます。

それではただ今から提出されております議案の審議に入りたいと思います。皆さんどうぞ最後までよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は林田委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の荒木委員さんと6番の瀬形委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の川原氏、大津氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

2ページをお開きください。日程第2、議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和6年9月10日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

今回、2件の申請がっておりますのでそれぞれご審議をお願いしたいと思います。

3ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑1筆 551㎡です。

場所については、4ページ、5ページに図示しておりますが、場所は、中通から釜方面に抜ける町道釜1号線の右手にある農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転です。申請理由は、経営規模の拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましては、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

8月28日に事務局と現地を確認してまいりました。

譲渡人はここに書いてありますように、芦北の方に住んでおられます。譲受人は中通の方ですけど、現在レタス農家をされております。現在もこの農地は譲受人の農地と隣同士ですので、一枚にしてレタスを作っているというような状況でございます。

これからも譲受人はレタスを作って頑張っていきたいというような意気込みを話しておられました。

確認した限り特に問題はないということを確認してまいりましたので報告させていただきます。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい。ありがとうございます。整理番号1については原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号2について事務局に説明を求めます。

事務局

6ページをお開きください。

整理番号2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑1筆 333㎡です。

場所については、7ページ、8ページに図示しておりますが、場所は、志岐にあります譲受人が設置するアスパラガスのビニールハウス付近にある農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましては、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

8月28日に事務局と現地を確認してまいりました。

譲渡人は整理番号1と同じ方で芦北に住んでおられます。譲受人は長期に渡り、当該農地にレタスを作っておられるんですね。そして、これからもレタスを作って行こうということで話を聞いてまいりましたけど、特別なにも問題がないということを確認してまいりましたので報告いたします。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議 長

瀬形委員。

瀬形委員

事務局に質問です。名義は相続登記かなんかもうしてあつとでしょう。図面と名前が違うようですが。

事務局

はい。相続登記をして今の申請人が所有者になっています。

瀬形委員

分かりました。

議長

他にございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。整理番号2については原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第79号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

なお、この件につきましては、田嶋委員さんの親族が関与する案件でございますので、農業委員会総会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席をお願い致します。

(田嶋委員退席)

事務局

9ページをお開きください。日程第3. 議案第79号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により認定を求められたので附議する。

令和6年9月10日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

10ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年以上の新規が2件、詳細は、畑2筆 合計1,356㎡です。明細は11ページに記載しています。

いずれも、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

旧法、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第79号は原案どおり認定することに致します。

(田嶋委員入室)

続きまして、日程第4、議案第80号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

12ページをお開きください。日程第4、議案第80号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和6年9月10日 荅北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回、農地利用最適化推進委員さんによります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された農地の非農地判断、及び、3件の個人申請がっておりますので、それぞれご審議いただきたいと思っております。

13ページをお開きください。

現況調査票にあります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された年柄地区の農地23件です。位置図及び詳細図につきましては14ページから16ページに図示しております。令和6年8月27日に田嶋委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては13ページに記載をしております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

田嶋委員 はい。

議長 田嶋委員。

田嶋委員 8月27日に事務局と現地確認を行ないました。申請地は何年も耕作されておらず、雑木が生い茂り耕作ができない状況でありました。また、周辺も山林であり効率的に耕作できる場所でもなく雑木を取り除き耕作できるようにするためにも相当の時間を要し、再生困難であると思われるので、非農地として問題ないことを確認してきました。

議長 他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません) の声あり

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので年柄地区の対象農地23件につきましては、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案17ページの個人申請について事務局に説明を求めます。

事務局

17ページをお開き下さい。年柄の農地1件について個人申請があったため、令和6年8月27日に田嶋委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては18ページに記載をしております

位置図及び字図につきましては19ページ、20ページに図示しております。場所は、年柄にありますJAの育苗センターから約500mほど上った町道唐津丸線沿いにある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

田嶋委員

はい。

議長

田嶋委員。

田嶋委員

8月27日に事務局と現地確認を行ないました。こちらも雑木が生い茂り非農地として問題ないことを確認してきました。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案21ページの個人申請について事務局に説明を求めます。

事務局

21ページをお開き下さい。志岐の農地2件について個人申請があったため、令和6年8月28日に小野会長及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては22ページに記載しております。

位置図及び字図につきましては23ページから25ページに図示しております。場所は、24ページについては、町の水道施設の志岐浄水場付近の県道本渡苓北線沿いにある農地です。また、25ページについては、平山公民館から約200mほど上った県道本渡苓北線沿いの左手にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましては、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

8月28日に事務局と現地確認を行ないました。申請地は何年も耕作されておらず雑木、雑草が生い茂り今後再生は不可能であるというような現状であることを確認してまいりました。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案26ページの個人申請について事務局に説明を求めます。

事務局

26ページをお開き下さい。上津深江の農地3件について個人申請があったため、令和6年8月28日に小野会長及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては27ページに記載しております。

位置図及び字図につきましては28ページから30ページに図示しております。場所は、29ページについては、的場にありますが町道木場道1号線沿いにある農地です。また、25ページについては、釜の下公民館の裏手にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましては、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

8月28日に事務局と現地確認を行ないました。申請地は何処も同じように何年も耕作してありませんので、雑木や雑草が生い茂り、新たに農地として再生できるものではないだろうということを確認して来ました。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 許可不要転用届について
2. 農地改良届について
3. 農業者年金の加入推進について

次回、令和6年第10回総会は、令和6年10月9日（水）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議長 ないようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。
以上をもちまして、令和6年第9回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午後2時3分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
